

	新潟市教育委員会 平成26年2月 臨時会会議録			
日 時	平成26年2月27日(木) 午後4時00分			
場 所	市役所白山浦庁舎1号棟2階 学務課協会会議室			
出席委員 (6名)	齋 藤 委員長		欠席委員	
	沢 野 委 員			
	佐 藤 委 員			
	吉 村 委 員			
	織 田 委 員			
	阿 部 教育長			
会議に出席 した職員 (7名)	職・氏 名		職・氏 名	
	教 育 次 長	渡 邊 尚 人		
	教 育 次 長	齋 藤 博 子		
	教 育 政 策 監	伊 藤 充		
	教 育 総 務 課 長	岩 名 俊 明		
	学 校 支 援 課 長	高 橋 恒 彦		
	教 育 総 務 課 課 長 補 佐	荒 木 宣 孝		
	教 育 総 務 課 主 査	石 田 貴 宏		
その他の 出席者 ( 名)				

開会	時刻	午後4時00分
	宣言者	委員長
付議事件 (0件)	議案番号	件 名
	議案第 号	
報告 (1件)	記 号	件 名
		新潟市いじめの防止等のための基本的な方針（案） に関するパブリックコメントの結果について
協議題 (0件)	記 号	件 名

## 第1 開会宣言

○委員長 午後4時00分開会を宣言する。

## 第2 会議録署名委員の指名

○委員長 新潟市教育委員会会議規則第11条により、会議録署名委員に吉村委員及び織田委員を指名します。よろしくお願ひします。

## 第3 報告

○委員長 これより、報告案件に入ります。「新潟市いじめの防止等のための基本的な方針（案）に関するパブリックコメントの結果について」学校支援課長より説明をお願いします。

○学校支援課長 新潟市いじめの防止等のための基本的な方針（案）についてパブリックコメントを行った結果、12人の市民からのべ46件の修正案、意見、要望等をいただきました。これについて再度検討しまして、一部原案を修正することとしましたので、説明をします。

今回のパブリックコメントを受けての修正は、3点になります。まず、1点目は、子どもが目指す姿の明記になります。基本理念には子ども自らが目指す姿が示されていますが、分かりやすく示したほうがよいとの意見が2件ありました。そこで、第I章3いじめの防止等に向けた方針の1点目に、「(1) 子どもは」として新たな項を起し、次の内容を追加しました。「(1) 子どもは互いに認め合い、支え合い、高め合い、望ましい人間関係を築きます。」という点です。なお、3の(1)から(4)についてはそれぞれ数字を一つずつ順に送って(2)から(5)と修正しました。

2点目は、人権意識、人権感覚にかかわることです。児童、生徒、保護者の人権意識の向上や人権教育の実施、教員の人権意識の向上等の必要性にかかわる修正案や意見、要望が複数ありました。基本方針の目的の一つに、市全体でいじめの防止に向けた機運を高めるための取り組みを進めることがあります。また、学校、家庭、地域において、それぞれの立場の人が人権意識を高めることがいじめの防止等の基本として必要であると考えます。そこで、人権意識の向上に向けて次の3か所について修正を行いました。まず、1か所目は、第I章3いじめの防止等に向けた方針の(5)市民としての部分です。(5)市民としての1行目、「子どもが健やかに成長することを願ひ、人権意識を高めるとともに」に修正します。続いて、2か所目は、第II章3教育委員会の取組の(2)教員の資質の向上のための支援を次のように修正しました。(2)教員の資質の向上のための支援の3点目の1行目及び3行目です。一つ目、「教職員の専門性を高めるために」という部分を、「教職員の専門性及び人権意

識を高めるために」と修正しました。2つ目は、「カウンセリングやストレスマネジメント等の研修を」の部分に、「ストレスマネジメント、人権教育に関する研修」と修正しました。続いて、3か所目は、第Ⅲ章1、いじめの防止等のために学校が実施すべき施策の(2)いじめの防止を次のように修正しました。(2)いじめの防止の4行目です。1点目の、「自校化することにより、いじめを生まない人間関係・学校風土づくりに努める。」という部分を、「自校化することにより、児童生徒の自律性と社会性をはぐくみ、人権意識を高める。そして、いじめを生まない人間関係・学校風土づくりに努める。」と修正をします。

3点目は、警察との連携に関わる点です。いじめの対応に当たって警察との連携が必要になる場合があることから、それについて明記、記載したほうがよいという意見がありました。警察との連携については、いただいた意見のようにいじめの対応の一環として連携に加え、いじめの防止、早期発見においても適切な連携が必要となります。また、それについては警察に限らず、目的にあった組織や機関との連携が重要であることを明確に示すことが適当と考え、次の2か所について修正を行いました。1点目は第Ⅰ章3いじめの防止等に向けた方針の(2)市としてを次のように修正しました。2点目の1行目です。「学校、保護者、地域の連携を強化し、」という部分を、「学校、保護者、地域、関係機関等の連携を強化し、」と修正しています。

続いて、2か所目は第Ⅱ章3教育委員会の取組の(10)重大事態への対処の3点目として、次の内容を追加しました。(10)重大事態への対処。「いじめの程度やその結果の重大性によっては、いじめ問題の解決のために警察をはじめとする関係機関との連携を適切に図り、対応を進める。」ということです。

なお、上記の修正以外に次の3か所について、文言の削除及び修正を行いました。1か所目は第Ⅱ章3教育委員会の取組の(8)「インターネットによるいじめ」の防止等に向けた取組の推進の4点目です。元々の案では、警察や県警察サポートセンター等の関係機関との連携というものがありませんでしたが、県警察サポートセンターと警察は同じ組織であることから、その組織名を削除し、「警察等の関係機関」という、警察等で統一しました。

続いて、2か所目及び3か所目は、第Ⅲ章1学校いじめ防止基本方針の策定の(4)いじめの対処のところの2点目と3点目のところでは、「いじめられた児童生徒」を「いじめを受けた児童生徒」という表現に変更、それから、「いじめた児童生徒」を「いじめを行った児童生徒」というように文言修正を行いま

した。

今回のパブリックコメントへの回答という形でお示しましたが、先に述べた以外にもいじめの防止に向けた具体的な対策の提案やいじめの対応についての意見、設置する組織と構成員についての意見など、いくつかの観点から修正案や意見要望がありました。例えば、いじめの対策に関する手続きに係る修正案では、本基本方針がいじめ防止対策推進法や国の基本方針に沿って作成していることから、これ以外のものについては修正せず原案どおりにしたいと考えております。

また、たくさん寄せられた修正案や意見等の趣旨が案の内容や表現で十分示されていたり、あるいは特定の個人や団体の関与を求める色合いが強くて基本方針への反映が適当でない判断されるもの、それから個人的な思いや偏った意見であると判断されるものなどもありました。それらについては修正案に取り入れず提案どおりとしました。

報告は以上のとおりです。よろしくご審議のほどお願いします。

○委員長

今の説明について、ご意見、ご質問などはありますか。

○佐藤委員

基本的な方針の修正そのほかに関しては特に意見はないのですが、パブリックコメントにあったCAPとは何ですか。ご参考までに教えてください。

○斎藤教育次長

子どもの防犯のためのシステムプログラムになります。

○学校支援課長

アメリカで行われており、ライセンスが必要なために教員がそれを指導することができないのです。ライセンスを所持している専門家が、こういうときには大声を出しましょうとか、大声を出す練習をしましょうということを教えるプログラムです。

○佐藤委員

パブリックコメントに特定の市民団体と書いてあるのだけでも、そういう市民団体があるのですか。13番に「中立性、公共性が確保されるためには、子どもの人権擁護の立場に立ち、子どもの声を聴き続けている市民団体の存在」とあります。そういう市民団体はあるのですか。

○織田委員

私も同じように思いました。10のところ「民間団体の活用が大切」とありますが、何かそういうイメージした団体があって、それがあから載せて欲しいとの要望かなと感じました。

○沢野委員

そういう気がしますよね。先ほどのCAPに関して言うと、保護者対象に、あるいは子どもを対象にするとかというのはけっこうありますよね。ワークショップ形式でね。

○織田委員

教養部会の事業として、以前1、2回やっていました。教室で授業の時間をいただいて児童に指導して、それと同時進行で

保護者の方に別室で保護者向けプログラムをやってくださって  
いました。

○吉村委員

質問ですが、最初にお話がありました。12人で何件と言いま  
したか。ここに掲載されているものを見ると46ですね。この回  
答については、いつ回答されましたか。こういう言葉、こうい  
う内容での回答の予定ですか。

○学校支援課長

回答はこれからです。今日の定例会を受けて、特に指摘等が  
なければ形式を整えて、できるだけ早く行います。

○委員長

一人で何項目もという感じですか。一人が1項目という方も  
いれば、一人で20項目くらいの人もいるのでしょうか。

○吉村委員

そういうものを聞かせていただきたくて、一人で多い方は何  
件くらいですか。

○佐藤委員

トーンが似ている意見がたくさんあります。団体の意見とし  
て出ている感じがしないでもないのです。

○委員長

答え方としても、個別に回答するのではなくて、こういう形  
式で回答をするのですか。

○学校支援課長

回答をホームページに掲載し、個別に返答はしません。

○佐藤委員

この定例会で修正した回答を掲載するのでしょうか。このとお  
りの回答を掲載するのですか。それでは、納得できないと意見  
があればどうするのですか。

○学校支援課長

この内容で掲載します。パブリックコメントの基本的な回答  
の方法が決まっているのです。

○吉村委員

少し抽象的なのですけれども、やはり、今のインターネット  
は便利なところであり、また悪いところでもあって、市民の意  
見を募るということでパブリックコメントを出しているわけ  
ですけれども、例えば、何々に同じとかそういうことで意見を寄  
せてくれた人間に対しての回答になるのか。そういうことなど  
も内容を吟味しなければならぬし、パブリックコメントに対  
する対応も一生懸命考えなければならぬのかなど、ここへ来  
て初めて気がつきました。最初は内容的なことだけ資料をもら  
っていて話したのですけれども、回答するとなると、これだけ  
意見を出すのも楽な仕事ではない。よほどのことがない限りは。  
とすると、あまりにもつれないような回答ではなくて、寄せて  
いただいたことに対しては十分感謝しながら、そして十分検討  
した結果こうであるという基本姿勢をしっかりと示さないといけ  
ないのではないかと強く感じました。

○委員長

それに関連してですけれども、この回答は市民が見ることが  
できるわけですね。だからこれはこれでいいと思うのですけれ  
ども、個々に意見を送ってきた人がいるわけです。手続きとし  
ては重複にってしまうけれど、その方に、何項目の回答につい

てはこれと同じ回答ですといったフォローをする必要はないかと思いましたが。そうしたことはしないのですか。

○斎藤教育次長

あらかじめ、パブリックコメントをする際に、回答は個別に行いませんという注意書を記載してあります。

○吉村委員

細かいことで恐縮なのですが、少し懸念されることで、例えば、5ですが、この方は何々にだけ視点が置かれていてこういう点が漏れているのではないかという、けっこう厳しい論調のご指摘をされているわけです。自分の考えとしてはここが落ちているということを述べておられるわけです。それに対して、回答で、示すことができていると考えます。こうすると、完全に相手の意見を打ち消しているということになってしまうのではないかという気がするのです。言葉の使い方の問題ですが、さわやかさはあるのですけれども、できていると考えている、かなり強気の論調なのです。ご指摘の点については、かと思えますとかくらいでも、それでは弱いのかなという気もするのですが、私はこれを出したときに、それを読んだ人が次にどうするのかと。これをどんどんやり過ぎると、形だけのパブリックコメントではないかということになるし、相手の気持ちを十分くみながらも、できると考えるというような表現のほうがいいかなという気がします。他の委員の方々、いかがでしょうか。私であれば、自分が言った意見に対して完全に否定されたらそこでやはり論破しなければならない、そんなわけではないとなってしまうのです。

○学校支援課長

今、指摘いただいたようなことは、もちろん見直しをして、基本的にいただいた意見に対しての私どもの解釈と申しますか、その辺のことを丁寧に説明して、はじめからこうではなくてというところをもう少し加筆することができればと思います。

○吉村委員

これを話すときりがありませんから、そういうことを十分踏まえていただきたいと思います。

例えば、今、私が示したところは、示すことができていると考えますと書きながら、その前に十分にできていると答えているのです。十分にできているということは、言っているほうはほとんどゼロに近いということになるのです。これはA対Bの戦いということになってしまうので、きちんと相手の心に伝わるような回答に気をつけてもらいたいと思います。総論的な言い方で恐縮なのですが、そのように思いました。

○学校支援課長

基本的には、相手の意をまずしっかりと受け止めて、我々の解釈なり説明を丁寧にやるということを進めさせていただくことが必要と受け止めました。

○阿部教育長	<p>言っている内容は一緒でも、現状のまま変更しませんではなくて、原文のものとさせていただきますとか、そういう言い方でしょうか。どのような書き方が適切でいいかはいろいろな考え方があると思います。パブリックコメントの回答は明確にこなっていましたか。その辺りが私も分からないのですが。</p>
○斎藤教育次長	<p>あまりにもあいまいに回答していると、どうとも受け取られるという懸念があります。</p>
○吉村委員	<p>市長の手紙などはずいぶん柔らかく回答しているのです。</p>
○織田委員	<p>同じところで引っかかっているのですけれども、5番です。いただいた修正案・意見等のところに書いてある内容は、私たちが出した基本的な方針を読んだ上で、予防のところはまだ薄いと感じておられた。それを私たち教育委員は、この人だけが薄いと感じていて、私たち教育委員はそう言われてみれば少し予防という観点の薄いというように感じ取るところがどこかあるのであれば、もう少し回答の仕方があると思います。いや、ここに書いてあるとおりの十分防止のことについて触れているのだから、あなたのおっしゃることが少し変わっていますと言いたいのか。私は前者のほうで、確かに予防、防止という観点について十分に力点を置いた表現があるかということ、指摘されてみれば確かにそういう感を与えてしまうのかなと感じ取ったのです。なので、あまり強気で否定ができなかったのですけれども。</p>
○佐藤委員	<p>パブリックコメントでは、BRTの時もそうですけれども、100パーセント完璧な意見があるわけではありません。パブリックコメントというから意見を出したのに、我々の考えが全然取り込まれていない、許せないと考える方もいらっしゃるかもしれない。その時にどういう反応があるか想定しておかなければならない。もちろん、文言の言い方も十分吟味する必要がある。お一人で十何項目も意見をだしておられるわけでしょう。恐らくグループがまとめて出ているとは思っただけけれども、そのグループに対して納得していただけるような回答をしてあげないとなかなかうまくいかないかと思えます。</p>
○学校支援課長	<p>基本的には対立的な形にならずに、先ほどご意見にありましたように、市長への手紙などと同じような形でやわらかい表現にしたいと思えます。</p>
○委員長	<p>そのほか、ご意見、ご質問はありますか。</p>
○学校支援課長	<p>基本方針はまだ変えられるのですけれども、パブリックコメントの回答は来週までのため手続きが近いので、もしここも変えたほうがいいのかという意見があれば、ぜひ、出していただければと思います。</p>

- 佐藤委員                   私はこれでいいと思います。
- 吉村委員                   取り組みとしてよりいいものを追い求めようではないかという  
ことでやっていることです。基本的にはまずいことはない  
と私は思っていますし、みんながいつもりで頑張りましょ  
うと言っているのですから、本題は、ここに基本的なことを掲載  
して、流れの中で、ほかの形勢が出てくるのではないかという  
気がしているのです。現場からの声なども含めて。そういう場  
合のことをあらかじめきちんとどこかに盛り込むべきなのかど  
うか。一度でこれで十分だと、そんな筋合いはないかなという  
ところで。
- 斎藤教育次長           見直しはあります。最後にここを直しましたということはある  
ります。
- 吉村委員                   1行追加するとか新しい項目を入れるのかですね。そういう  
ことについて、どこかで触れてあったのですか。これはどうい  
う。
- 学校支援課長           第V章となります。国はこのようにしているので、市として  
も必要に応じて直します。国が大きく変えたりした場合になり  
ます。
- 吉村委員                   必要に応じてですね。分かりました。ありがとうございます。
- 第4 閉会宣言
- 委員長                   午後4時35分、閉会を宣言する。

以上、会議のてん末を承認し、署名する。

署名委員

署名委員